

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）の一部改正（平成 28 年 1 月 1 日施行）により、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件が廃止されることに伴い、本県においても当該要件の廃止を行うこととするため、滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 63 号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件（改正前 30 歳以上）を廃止することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 3 号ア中「30 歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 別表（第3条関係） 1 および2 省略 3 職員 （1）設置者は、婦人保護施設の長（以下「施設長」という。）、入所者を指導する職員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 （2）職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （3）施設長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、婦人保護施設を運営する能力および熱意を有するものとする。 ア <u>30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの</u>または社会福祉事業もしくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に従事した期間が3年以上である<u>もの</u>であること。 イ 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。 ウ 心身ともに健全な者であること。</p> <p>4～14 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 別表（第3条関係） 1 および2 省略 3 職員 （1）設置者は、婦人保護施設の長（以下「施設長」という。）、入所者を指導する職員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 （2）職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 （3）施設長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、婦人保護施設を運営する能力および熱意を有するものとする。 ア 社会福祉主事の資格を有する者または社会福祉事業もしくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に従事した期間が3年以上である<u>者</u>であること。  イ 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。 ウ 心身ともに健全な者であること。</p> <p>4～14 省略</p>